

ID: 246

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

|  |                       |                |          |
|--|-----------------------|----------------|----------|
| <b>処分の概要</b>   | 地縁による団体の認可            |                |          |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b>  | 地方自治法 第260条の2第1項及び第2項 |                |          |
| <b>法令番号</b>  | 昭和22年法律第67号           |                |          |
| <b>【基準】</b>  |                       |                |          |
| <p>法第260条の2第1項及び第2項の規定による。</p> <p>第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下この条及び第260条の49第2項において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</p> <p>2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。</p> <p>(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。</p> <p>(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。</p> <p>(4) 規約を定めていること。</p> |                       |                |          |
| <b>標準処理期間</b>  | 60日                   |                |          |
| <b>備考</b>  |                       |                |          |
| <b>設定年月日</b>   | 令和4年4月1日              | <b>最終変更年月日</b> | 令和7年4月1日 |

ID: 247

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

|             |  |         |          |
|-------------|--|---------|----------|
| 処分の概要       | 告示事項に関する証明書の交付   |         |          |
| 法令名<br>根拠条項 | 地方自治法 第260条の2第12項  |         |          |
| 法令番号        | 昭和22年法律第67号  |         |          |
| 【基準】        | <p>法第260条の2第12項の規定による。</p> <p>第260条の2</p> <p>12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。</p> |         |          |
| 標準処理期間      | 15日  |         |          |
| 備考          |  |         |          |
| 設定年月日       | 令和4年4月1日   | 最終変更年月日 | 令和7年4月1日 |

ID: 248

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

|   |                  |                |       |
|---|------------------|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>  | 地縁による団体の規約の変更の認可 |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b>   | 地方自治法 第260条の3第2項 |                |       |
| <b>法令番号</b>   | 昭和22年法律第67号      |                |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第260条の3の規定による。</p> <p>第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> |                  |                |       |
| <b>標準処理期間</b>   | 30日              |                |       |
| <b>備考</b>   |                  |                |       |
| <b>設定年月日</b>  | 令和4年4月1日         | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 249

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

|                     |   |                |          |
|---------------------|---|----------------|----------|
| <b>処分の概要</b>        | 地縁による団体の解散後の財産の処分の認可  |                |          |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b> | 地方自治法 第260条の31第2項   |                |          |
| <b>法令番号</b>         | 昭和22年法律第67号   |                |          |
| <b>【基準】</b>         | <p>法第260条の31第2項の規定による。</p> <p>第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。</p> <p>2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。</p> <p>3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。</p> |                |          |
| <b>標準処理期間</b>       | 50日   |                |          |
| <b>備考</b>           |   |                |          |
| <b>設定年月日</b>        | 令和4年4月1日  | <b>最終変更年月日</b> | 令和7年4月1日 |

ID: 353

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

|   |               |                |       |
|---|---------------|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>  | 犬の登録及び鑑札の交付   |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b>   | 狂犬病予防法 第4条第2項 |                |       |
| <b>法令番号</b>   | 昭和25年法律第247号  |                |       |
| <b>【基準】</b>   |               |                |       |
| <p>法第4条第1項及び第2項の規定による。<br/>(登録)</p> <p>第4条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後90日以内の犬を取得した場合にあつては、生後90日を経過した日)から30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。</p> <p>2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。</p> |               |                |       |
| <b>標準処理期間</b>   | 7日            |                |       |
| <b>備考</b>   |               |                |       |
| <b>設定年月日</b>  | 令和4年4月1日      | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 354

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

|   |               |                |       |
|---|---------------|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>  | 犬の予防注射済票の交付   |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b>   | 狂犬病予防法 第5条第2項 |                |       |
| <b>法令番号</b>   | 昭和25年法律第247号  |                |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第5条第1項及び第2項の規定による。<br/>(予防注射)</p> <p>第5条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。</p> <p>2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。</p> |               |                |       |
| <b>標準処理期間</b>   | 7日            |                |       |
| <b>備考</b>   |               |                |       |
| <b>設定年月日</b>  | 令和4年4月1日      | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 355

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

|   |                 |                |       |
|---|-----------------|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>  | 犬の鑑札の再交付        |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b>   | 狂犬病予防法施行令 第1条の2 |                |       |
| <b>法令番号</b>   | 昭和28年政令第236号    |                |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>政令第1条の2の規定による。<br/>                 (鑑札の再交付)</p> <p>第1条の2 市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)は、鑑札を亡失し、又は損傷した犬の所有者から鑑札の再交付の申請があつたときは、鑑札を交付しなければならない。</p> |                 |                |       |
| <b>標準処理期間</b>   | 7日              |                |       |
| <b>備考</b>   |                 |                |       |
| <b>設定年月日</b>  | 令和4年4月1日        | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 356

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

|  |               |                |       |
|--|---------------|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>   | 犬の予防注射済票の再交付  |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b>  | 狂犬病予防法施行令 第3条 |                |       |
| <b>法令番号</b>  | 昭和28年政令第236号  |                |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>政令第3条の規定による。<br/>                 (注射済票の再交付)</p> <p>第3条 市町村長は、注射済票を亡失し、又は損傷した犬の所有者から注射済票の再交付の申請があつたときは、注射済票を交付しなければならない。</p> |               |                |       |
| <b>標準処理期間</b>  | 7日            |                |       |
| <b>備考</b>  |               |                |       |
| <b>設定年月日</b>   | 令和4年4月1日      | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 1914

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

|  |                            |
|--|----------------------------|
| <b>処分の概要</b>   | 地域脱炭素化促進事業計画の認定            |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b>  | 地球温暖化対策の推進に関する法律 第22条の2第3項 |
| <b>法令番号</b>  | 平成10年法律第117号               |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第22条の2第1項から第3項まで、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第5条及び第6条の規定による。</p> <p>(地域脱炭素化促進事業計画の認定)</p> <p>第22条の2 地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画(以下「地域脱炭素化促進事業計画」という。)を作成し、地方公共団体実行計画(第21条第5項各号に掲げる事項が定められたものに限る。以下この条において同じ。)を策定した市町村(以下「計画策定市町村」という。)の認定を申請することができる。</p> <p>2 地域脱炭素化促進事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 地域脱炭素化促進事業の目標(温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。)</p> <p>(3) 地域脱炭素化促進事業の実施期間</p> <p>(4) 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容</p> <p>(5) 前号の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容</p> <p>(6) 第4号の整備及び前号の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲</p> <p>(7) 第4号の整備及び第5号の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>(8) 第4号の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項</p> <p>イ 地域の環境の保全のための取組</p> <p>ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組</p> <p>(9) その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項</p> <p>3 計画策定市町村は、第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合するものであること。</p> <p>(2) 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</p> <p>(3) その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(地域脱炭素化促進事業計画の認定基準)</p> |                            |

第5条 法第22条の2第3項第2号の地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は、次のとおりとする。

- (1) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができることと認められること。
- (2) 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設を電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあっては、当該接続について電気事業者の同意を得ていること。
- (3) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令の規定を遵守するものであること。

第6条 法第22条の2第3項第3号の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置(当該地域脱炭素化促進施設等が、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者その他の関係者以外の者が立ち入ることのできない場所に設置される場合を除く。)その他の必要な体制を整備し、実施するものであること。
- (2) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること。ただし、高度化法施行令第4条第1号に掲げるものを電気に変換する再生可能エネルギー発電施設であって、その出力が20キロワット未満のもの又は屋根に設置されるものにあつては、この限りでない。
- (3) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の廃棄その他の当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を廃止する際の地域脱炭素化促進施設等の取扱いに関する計画が適切であること。
- (4) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の種類に応じて適切に事業を実施するものであること。
- (5) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守するものであること。
- (6) 認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと。

|               |          |                |       |
|---------------|----------|----------------|-------|
| <b>標準処理期間</b> | 30日      |                |       |
| <b>備考</b>     | 現時点該当なし  |                |       |
| <b>設定年月日</b>  | 令和4年4月1日 | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 1915

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

|  |                            |
|--|----------------------------|
| <b>処分の概要</b>   | 地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定         |
| <b>法令名称<br/>根拠条項</b>   | 地球温暖化対策の推進に関する法律 第22条の3第1項 |
| <b>法令番号</b>  | 平成10年法律第117号               |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第22条の3第1項及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第9条の規定による。</p> <p>(地域脱炭素化促進事業計画の変更等)</p> <p>第22条の3 前条第3項の認定を受けた者(以下「認定地域脱炭素化促進事業者」という。)は、当該認定に係る地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとするときは、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、計画策定市町村の認定を受けなければならない。ただし、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(地域脱炭素化促進事業計画の軽微な変更)</p> <p>第9条 法第22条の3第1項ただし書の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p>(1) 認定地域脱炭素化促進事業者の変更</p> <p>(2) 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の設置の場所若しくは形態、種類、規模、構造、出力又は色彩の変更(色彩の変更にあつては、認定地域脱炭素化促進事業計画に法第22条の2第4項第5号又は第6号に掲げる行為を記載した場合に限る。)</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る主要な変更</p> <p>(4) 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る保守点検及び維持管理を行う体制の変更</p> <p>(5) 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項の変更</p> <p>(6) 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域の脱炭素化のための取組の内容の変更</p> <p>(7) 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した次に掲げる取組に関する事項の内容の変更</p> <p>イ 地域の環境の保全のための取組</p> <p>ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、地域脱炭素化促進事業計画に記載した内容の実質的な変更</p> |                            |
| <b>標準処理期間</b>  | 15日                        |
| <b>備考</b>  |                            |

現時点該当なし

|              |          |                |       |
|--------------|----------|----------------|-------|
| <b>設定年月日</b> | 令和4年4月1日 | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |
|--------------|----------|----------------|-------|

ID: 3060

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

|  |                   |                |       |
|--|-------------------|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>   | 死亡獣畜取扱場の設置の許可     |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b>  | 化製場等に関する法律 第3条第1項 |                |       |
| <b>法令番号</b>  | 昭和23年法律第140号      |                |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第3条第1項の規定による。</p> <p>第3条 化製場又は死亡獣畜取扱場を設けようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> |                   |                |       |
| <b>標準処理期間</b>  | 30日               |                |       |
| <b>備考</b>  |                   |                |       |
| <b>設定年月日</b>   | 令和4年4月30日         | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 3061

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

|   |                   |                |       |
|---|-------------------|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>  | 動物の飼養及び収容の許可      |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b>   | 化製場等に関する法律 第9条第1項 |                |       |
| <b>法令番号</b>   | 昭和23年法律第140号      |                |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第9条第1項の規定による。</p> <p>第9条 都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> |                   |                |       |
| <b>標準処理期間</b>   | 30日               |                |       |
| <b>備考</b>   |                   |                |       |
| <b>設定年月日</b>  | 令和4年4月30日         | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 5345

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

|   |                                  |                |       |
|---|----------------------------------|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>  | 墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可(変更及び廃止許可を含む。) |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b>   | 墓地、埋葬等に関する法律 第10条                |                |       |
| <b>法令番号</b>   | 昭和23年法律第48号                      |                |       |
| <b>【基準】</b>   |                                  |                |       |
| 法第10条の規定による。  |                                  |                |       |
| 第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。                        |                                  |                |       |
| 2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。 |                                  |                |       |
| <b>標準処理期間</b>   | 30日                              |                |       |
| <b>備考</b>   |                                  |                |       |
| <b>設定年月日</b>  | 令和4年4月1日                         | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 6004

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

|   |                   |                |       |
|---|-------------------|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>  | 認可地縁団体の合併の認可      |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b>   | 地方自治法 第260条の39第3項 |                |       |
| <b>法令番号</b>   | 昭和22年法律第67号       |                |       |
| <b>【基準】</b>   |                   |                |       |
| <p>法第260条の39第3項の規定による。</p> <p>第260条の39 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。</p> <p>2 前項の決議は、総構成員の4分の3以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>3 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>4 第260条の2第2項及び第5項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。</p> |                   |                |       |
| <b>標準処理期間</b>   | 60日               |                |       |
| <b>備考</b>   |                   |                |       |
| <b>設定年月日</b>  | 令和6年4月1日          | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 6005

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

|   |                  |                |       |
|---|------------------|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>  | 熱中症対策普及団体の指定     |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b>   | 気候変動適応法 第23条第1項  |                |       |
| <b>法令番号</b>   | 平成30年6月13日法律第50号 |                |       |
| <b>【基準】</b>   |                  |                |       |
| <p>法第23条第1項及び第2項の規定による。<br/>                 (熱中症対策普及団体)</p> <p>第23条 市町村長は、一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他環境省令で定める法人であつて、第3項各号に掲げる事業(以下この条において「熱中症対策普及事業」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、熱中症対策普及団体(以下この条及び次条において「普及団体」という。)として指定することができる。</p> <p>(1) 職員、業務の方法その他の事項についての熱中症対策普及事業の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。</p> <p>(2) 個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施するために必要な措置として環境省令で定める措置が講じられていること。</p> <p>(3) 熱中症対策普及事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによつて熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施することができるものと認められること。</p> <p>2 市町村長は、前項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>(1) 第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であること。</p> <p>(2) その役員のうち、この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けなくなった日から2年を経過しない者があること。</p> |                  |                |       |
| <b>備考</b>   |                  |                |       |
| <b>設定年月日</b>  | 令和7年4月1日         | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 35

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

|  |   |
|--|---|
| <b>処分の概要</b>   | 事業の転換に関する計画の認定                          |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b>  | 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法 第7条第1項 |
| <b>法令番号</b>  | 昭和50年法律第31号                             |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第7条の規定による。<br/>(事業の転換に関する計画の認定)</p> <p>第7条 一般廃棄物処理業等を行う者であつて、合理化事業計画の定めるところにより事業の転換を行おうとするものは、その事業の転換に関する計画を市町村長に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、環境省令で定める。</p> <p>省令第5条第1項及び第2項の規定<br/>(転換計画の認定等)</p> <p>第5条 法第7条第1項の事業の転換に関する計画(以下「転換計画」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 事業の転換の内容<br/>(2) 事業の転換の実施時期<br/>(3) 事業の転換に伴う設備その他の物件の設置、譲渡、廃棄等に関する事項<br/>(4) 事業の転換を行うのに必要な資金の額及びその調達方法<br/>(5) その他事業の転換に関し重要な事項</p> <p>2 市町村長は、法第7条第1項の認定の申請があつた場合において、その転換計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>(1) 法第3条第1項の承認に係る合理化事業計画(法第4条第1項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の合理化事業計画)に適合するものであること。<br/>(2) 転換後の事業の経営が適切に行われる見通しがあること。<br/>(3) 前項第2号から第5号までに掲げる事項が当該事業の転換を円滑に行うために適切なものであること。</p> <p>省令第6条の規定<br/>(転換計画の認定の申請)</p> <p>第6条 法第7条第1項の規定により転換計画の認定を受けようとする一般廃棄物処理業等を行う者(以下「事業者」という。)は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市町村長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該事業者(法人である場合に限る。)の定款<br/>(2) 当該事業者の最近3期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに最終の財産目録(これらの書類がない場合にあつては、最近2年間の営業状況及び事業用資産の概要を記載した書類)</p> |   |
| <b>標準処理期間</b>  | 30日                                     |

|       |          |         |       |
|-------|----------|---------|-------|
| 備考    |          |         |       |
| 設定年月日 | 令和4年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 36

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

|   |   |
|---|---|
| <b>処分の概要</b>  | 事業転換計画の変更の認定                                |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b>   | 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則 第5条第3項 |
| <b>法令番号</b>   | 昭和50年厚生省令第37号                               |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第7条第1項の「事業の転換に関する計画の認定」に準ずる。<br/> 法第7条の規定による。<br/> (事業の転換に関する計画の認定)</p> <p>第7条 一般廃棄物処理業等を行う者であつて、合理化事業計画の定めるところにより事業の転換を行おうとするものは、その事業の転換に関する計画を市町村長に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、環境省令で定める。</p> <p>省令第5条第1項及び第2項の規定<br/> (転換計画の認定等)</p> <p>第5条 法第7条第1項の事業の転換に関する計画(以下「転換計画」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 事業の転換の内容<br/> (2) 事業の転換の実施時期<br/> (3) 事業の転換に伴う設備その他の物件の設置、譲渡、廃棄等に関する事項<br/> (4) 事業の転換を行うのに必要な資金の額及びその調達方法<br/> (5) その他事業の転換に関し重要な事項</p> <p>2 市町村長は、法第7条第1項の認定の申請があつた場合において、その転換計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>(1) 法第3条第1項の承認に係る合理化事業計画(法第4条第1項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の合理化事業計画)に適合するものであること。<br/> (2) 転換後の事業の経営が適切に行われる見通しがあること。<br/> (3) 前項第2号から第5号までに掲げる事項が当該事業の転換を円滑に行うために適切なものであること。</p> <p>省令第6条の規定<br/> (転換計画の認定の申請)</p> <p>第6条 法第7条第1項の規定により転換計画の認定を受けようとする一般廃棄物処理業等を行う者(以下「事業者」という。)は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市町村長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該事業者(法人である場合に限る。)の定款<br/> (2) 当該事業者の最近3期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに最終の財産目録(これらの書類がない場合にあつては、最近2年間の営業状況及び事業用資産の概要を記載した書類)</p> |   |

|        |          |         |       |
|--------|----------|---------|-------|
| 標準処理期間 | 30日      |         |       |
| 備考     |          |         |       |
| 設定年月日  | 令和4年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |